



月報

1

缶詰問屋協会

(47. 1. 1 No. 61 VOL. 6)

新年号

【年頭所感】 経営者は決断を迫られる (会長 浅井二郎)	1
12月の行事一覧表	2
◆一括表示等に関する打合会(その1)	2
◆一括表示等に関する打合会(その2)	8
◆トップ印刷缶に関する打合会(その1)	13
◆トップ印刷缶の刻印問題打合会(その2)	14
◆食品衛生法の改正に着手	16
◇計量法に基づく量目公差改正について	17
◇「パインアップルかん詰の日本農林規格」で要望	19
◇東部地区統一伝票指導講習会	21
◇(第1回)統一伝票中央促進協議会	23
会員消息	28
事務局報知	29

全国缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

東京都中央区日本橋通8丁目8番地
八重洲通ビル7階

電話 東京 (278) 9278・9289番

経営者は決断を迫られる



全国缶詰問屋協会

会長 浅井 二郎

新年お目出とうございます。
ご高承の通り昨年8月出されたニクソン新政策による円切り上げによつてもたらされた不況は深刻化とともに、産業界に再編成の波が広がる様相である。

従来議論として食品産業なるものは好況時にもそれ程恩恵を蒙らぬかわりに不況の影響もそれ程受

けないとされているが、ここ数年間生産性を上回る賃金の加速度的な上昇によつて食品産業を構成する我々食品問屋業も企業の弱体化は免れ得なかつたのが実情であろう。従つてニクソン新政策による円切り上げは人件費高騰等でコストプッシュが強まっている時期だけに多くの企業は非常事態宣言を下されたに等しいと理解せねばならない。

私は昨年経営合理化の一方法として食品問屋のグループ化を提唱したものであるが、食品業界も不況の深刻化に伴い企業再編成の波から逃れることは出来ないであろう。

経営者は経営合理化への方途について決断を迫られるものとする。

(46-12-16 記)

12月の行事一覧表

行 事	月 日	時 間	場 所	出 席
東部地区統一伝票指導講習会	12月 3日	13.30～15.30時	北洋商事	15名
第1回統一伝票中央促進協議会	12月 7日	10.00～12.00時	日本商工会議所	北田専務
トップ印刷缶に関する打合会	12月 7日	13.30～15.00時	日本銕缶詰輸出水産業組合	"
一括表示等に関する打合会	12月10日	13.30～15.00時	日 缶 協	多田部会長他
一括表示等に関する打合会	12月14日	13.30～15.00時	日 缶 協	北田専務
トップ印刷缶の刻印問題打合会	12月16日	13.30～15.00時	日 缶 協	北田専務

47年1月の業界行事予定

缶詰業界新年賀詞交換会	1月 5日	11.30～13.30時	ハリスホテル ローズルーム
大阪食品業界新春名刺交換会	1月 5日	13.00～15.00時	太 閣 園
東京都食品卸同業会 賀詞交換、総会新年宴会	1月 6日	16.00～	帝国ホテル 別 館

一括表示等に関する打合会 (その1)

日 時 昭和46年12月10日 13.30～15.00時

場 所 日本缶詰協会 会議室

内 容 (1) 果実缶詰の開缶後の注意事項の表示について
(2) 缶詰の必要表示事項の一括表示について

(3) トップ印刷缶の製造年月日の表示について

出席	日本缶詰協会	平野孝三郎氏
	〃	渡辺謙太郎氏
	日本冷蔵(株)	藤井孝道氏
	雪印アンデス食品(株)	平松公夫氏
	〃	増田清氏
	清水食品(株)	土生三郎氏
	大洋漁業(株)	佐田克郎氏
	はごろも缶詰(株)	寺尾孝男氏
	宝幸水産(株)	荒糴正司氏
	〃	三輪九郎氏
	岩手缶詰(株)	西岡敏男氏
	キューピー(株)	水島平氏
	〃	藪田昭二氏
	日本水産(株)	原美氏
	関東缶詰食品(株)	吉田信一氏
	日魯漁業(株)	鈴木順晴氏
	森永製菓(株)	川原久氏
	明治製菓(株)	石田典生氏
	日東食品製造(株)	田中倫行氏
	東洋製缶(株)	岡啓治氏
	大和製缶(株)	佐藤亮氏
	日本水産缶詰輸出 水産業組合	塚原慶悟氏
	日本食肉缶詰組合	淵義愛氏
	日本農産缶詰 工業組合	山内正雄氏
	日本缶詰検査協会	吉田弘司氏

正栄食品工業 (株)	赤 沼 滋 氏
野 崎 産 業 (株)	上 滝 雅 三 氏
国 分 (株)	市 川 英 世 氏
(株) 明 治 屋	春 日 英 男 氏
トーマン食品 (株)	岩 佐 広 行 氏
(株) 矢口屋商会	矢 田 四 郎 氏
松 下 鈴 木 (株)	皆 川 昌 久 氏
北 洋 商 事 (株)	野 田 喜 久 雄 氏
マルヤス食品 (株)	幸 田 孝 一 氏
(株) 小 網	小 倉 祐 一 氏
(株) 逸見山陽堂	多 田 義 朗 氏
全国缶詰問屋協会	北 田 久 雄 氏

※ 打 合 会 の 概 要

去る11月15日の日缶協規格表示委員会で協議した議題①②③(全缶協12月号月報1頁～3頁掲載)に関連し果実缶詰の開缶後の注意、農林省で進めている一括表示およびトップ印刷缶の製造年月日などについて主として在京関係のブランドオーナー各社に呼びかけ、それぞれ内容の検討を行なった。

☆ ☆ ☆

1. 果実缶詰の開缶後の注意事項の表示について

果実飲料、炭酸飲料、トマトジュース等にあつてはすでにJAS品質表示基準および公正競争規約で開缶後のスズ溶出に関連する開缶後の注意事項の表示が義務づけられているが、東京都衛生局では果実缶詰に対し①缶の材質と重金属が溶出しにくいもの(塗装缶など)に改良することが望ましい、②

缶詰のシールに「開かん後は別の容器に移しかえること」等の表示をすることが望ましいとの改善要望が日缶協会長に宛て申し入れがあり(月報12月号2頁掲載)業界としては②の方法を自主的に表示する方向でその文言の内容検討を行なった。文例としては下記のような内容見本が示されている。

使用上の注意

開缶後はなるべく早くお召し上り下さい。残りは必ずガラスや陶器など他の容器に移しかえて下さい。

この使用上の注意を記載する場所はいま農林省で、品目別に品質表示基準の設定を進めている一括表示の中に採り入れたいとの意向を農林省自体示しており、次項の一括表示の件に併せ話合いが試みられた。

2. 缶詰の必要表示事項の一括表示について

前項「使用上の注意」と併行し果実缶詰の一括表示について協議を行なった。

例 (1)

- 品 名 ミカン
- 原材料名 ミカン、砂糖、ぶどう糖、合成糊料添加
- 固 形 量 190g
- 内容総量 312g
- 使用上の注意 開かん後は、なるべく早くお召し上り下さい。
残りは必ずガラスや陶器など他の容器に移しかえて下さい。
- 製造年月日 ふたに略号で記載
- 製造業者または販売業者の住所氏名

例 (2)

○ 品名	フルーツみつ豆
○ 原材料名	寒天、りんご、みかん、チェリー、赤えんどう、砂糖、ぶどう糖、酸味料
	果実…………… 25%以上
	赤えんどう…………… 5%以上
	合成着色料添加
○ 固形量	140g
○ 内容総量	210g
○ 使用上の注意	開かん後はなるべく早くお召し上り下さい。残りは必ずガラスや陶器など他の容器に移しかえて下さい。
○ 製造年月日	ふたに略号で記載
○ 製造業者または販売業者の住所氏名	

上記(1)(2)例のように「使用上の注意」が一括表示の中に入れるようにすると相当のスペースを必要とするが各ブランド所有者の意見を総合すると次の通りである。

- 1) 農林省では活字の大きさを8P活字以上としているが、食品衛生法では5.5P活字以上ならよいとされており、小型缶にあつては6P以上の活字が認められるよう要請したい。
- 2) 前回の規格表示委員会では「使用上のお願い」ということにしたいとの意見が多かつたが果して農林省が告示するに当り「使用上の注意」を「お願い」という表現で諒とするかどうか問合せられたい。
- 3) 「品名」および「形状」については主要部分に表示してあるので二重表

示であり書いても書かなくてもよいというかたちがとれないか。

- 4) 固形量、内容総量は段変えをせず1行に併記できないか。
- 5) 「使用上の注意」は缶蓋に印刷することはできないか。
- 6) 製造業者、販売業者の住所、氏名は一括表示外の場所に表示できないか。
また「製造元」「販売元」としていたため検査が受けられなかつた事例があるが「元」では不可か。
- 7) 果実缶だけでなく、水産缶なども含め、今の時点で一括表示のホームをさきにはつきり決めておくようにはできないか。
- 8) 「使用上の注意」事項を一括表示欄に含め同時改版するようお願いしたい。
- 9) 2～3シーズンにかけて改版が完了するよう十分な経過期間を設けられたい。
- 10) 「使用上の注意」の表示については業界が自主的にやるという方向であり、まず流通量の多いものから(例えばもも、みかん、みつ豆、パイなど)手がけてゆきたい。



大体以上のような意見であるが、これらの要件をとりまとめ農林省側の意向を打診することになった。

なお農林省では果実、アスパラは46～47年にかけて手がけ、その他水産、肉類は48年をメドに作業を進めたいとしている。

3. トツプ印刷缶の製造年月日の表示について

トツプ印刷缶の製造年月日が消費者にとって見にくいとの声が強くこれを善処するため補足的に不減インクによる印刷が考えられ、すでに一部米飯缶などで採用されているが、機械設備、人手などで直ちに実施するには幾多の困難が

伴ない、また業界内の足並みを揃えることも必要であるのでその方法、実施に当つては関係の深い業者が集まり、具体的に方針を十分検討することになった。

一括表示等に関する打合会（その２）

日 時 昭和46年12月14日 13.30～15.00時
場 所 日本缶詰協会 会議室
内 容 一括表示、使用上の注意等について
出 席 日缶協 平野常務、在京メーカーブランド所有者
製缶協 山崎専務、全缶協 北田専務。

※ 打合会の概要

去る12月10日の一括表示等に関する在京ブランドオーナーの会合において、問題点、要望事項として農林省側に意向を打診した結果の説明および果実缶詰における開缶後のスズ溶出とその取扱いについて消費者団体に対し正しい理解を求めるための説明文書の文案検討を行なった。

☆

☆

☆

〔一括表示について〕

農林省で進めている一括表示については業界側としていくつかの要望点が出ていたが、去る12月13日に日缶協平野常務理事が農林省の意向を打診した結果によると次の如くであつたと言われる。

(1) 一括表示における品名および形状は一段で併記してもよい。

- (2) 6 P以上の活字を小型缶に認める件については6号缶以下のものとするか携帯缶以下とするか、もう少し検討したい。
また使用上の注意は小型缶であつて狭い場所を書くことが無理の場合は他に移してもよろしい。
- (3) 「使用上のお願い」はやはり「使用上の注意」としておいた方がよい。
なおこの文言の内容については法律で決めるというようなことは考えていない。
- (4) 「形状」は主要部分に表示されるので一括表示からはずせないかとの意見もあるが、輸入缶詰に対する考慮から削除するわけにいかない。
- (5) 「固形量」「内容総量」は1行併記してさしつかえない。
- (6) 一括表示のなかで社名を大きな活字で示すことはさしつかえないが、「原材料名」のなかのいずれかの材料を太字で表示することは感心できない。
- (7) 一括表示の告示は業界において70%以上自主的に進んだ時点で実施する考えである。

以上の諸点が農林省としての見解であるが、業界側はさらに具体的に諸問題を検討するため、年明け後、農林省側を招き説明会を開催する予定である。

〔開缶後のスズ溶出とその取扱いについて〕

去る12月12日付の日刊紙、テレビ等により果実缶詰の開缶後のスズ溶出の問題について報道されたことに対し、業界側の処置をどうするか、その方法など話合つたところ、消費者団体、生活、消費センターなどの指導員が間違つた説明をするようなことも心配されるので、日缶協名をもつて説明文書を届け騒ぎがこれ以上拡大しないよう努めることになつた。その文書内容は次の通りである。

日本消費者連盟創立委員会

御中

他各消費者団体

社団法人 日本缶詰協会

果実かん詰の開かん後のスズ溶出 とその取扱いについて

拝啓 いよいよご清栄のことおよび申し上げます。

平素は当業界に対し格別のご高配をいただき、ありがたくお礼申し上げます。

さて、すでにご高承のとおり、12月12日付日刊紙・テレビ等により、果実かん詰の開かん後のスズ溶出の問題について報道されました。このことについては、いままでも当業界が出しておりますパンフレット、料理テキストその他の媒体を通じて、開かん後は必ず他の容器に移していただくよう、機会あるごとに消費者の方々にお願いをいたしてまいりました。

このたびのご指摘をまつまでもなく、さらに周知させていただくために、個々のかん詰に開かん後は内容物をすぐ他の容器に移しかえる旨の注意書きを表示いたすことにすでに方針を決定し、一部の製品については印刷かんの改版に着手いたしております。

果実かん詰のスズ問題については、消費者の方々がいいろいろ疑問をお持ちのことと存じますので、つぎのとおりまとめてご説明申し上げたいと存じます。

当業界といたしましては、消費者の方々安心して召し上がっていただくために、よりきびしい製造管理を行ない、あわせて新しい製造技術の開発により、より安全な製品をご提供申し上げるよう努力いたしたいと存じます。

す。

つきましては、事情ご高含の上今後ともよろしくご理解とご指導を賜わるようお願い申し上げます。

敬 具

記

- (1) 果実かん詰はなぜ塗装しないかんを使っているか？

果実かん詰は、ブリキかんのスズの還元作用によつて、貯蔵中に内容物の色、味、香り、ビタミンCなどの変化を防ぐことができ、原料のもつそのままの品質を長く保つことができます。

果実かん詰の品質を長く保つためには、現在ブリキに代る適当な容器は見当りません。

したがつて、世界的に見ても、果実かん詰はすべて塗装していないブリキかんを使用しております。果実かん詰の中にかんのふたと底を塗装したものがありますが、胴の部分は塗装してありません。

- (2) 果実かん詰のスズの安全性はどうか？

果実かん詰に含まれるスズは、大部分がタンパク質などの高分子物質と結合した、水に溶けない分子量の大きい塩類として存在しておりますので、体内で吸収されずにそのまま排泄されます。したがつて、危険性はなく、世界的に見ても果実かん詰による中毒の事例は見られません。

- (3) 果実かん詰に含まれるスズの許容量はきめられているか？

わが国では、ジュース類のかん詰について、スズの許容量を150 P P m以下ときめられていますが、果実かん詰についてはきめられていません。現在、FAO/WHOの国際食品規格委員会では、果実かん詰について250 P P m、ジュース類かん詰について250 P P m(りんごジュースは150 P P m)の暫定基準をきめておりますが、1、2年のうちに最終的に決定される見込みです。

したがって、わが国ではこうした国際的な動きに対応し、果実かん詰についても基準を設定すべく検討が行なわれております。

なお、世界のかん詰の70%以上を生産、消費しているといわれるアメリカでは、かん詰のスズ許容量についての法的な基準はきめられておらず、米国医学協会が300PPm以下であれば安全であるとの勧告を出しているに過ぎません。

英国では、政府の食品基準委員会がかん詰のスズの許容量は250PPm以下とする勧告値を示しております。

(4) 果実かん詰は、開かん後になぜスズの溶出がふえるか？

果実かん詰は、製造に当つてかんの中の空気を除き、高い真空度を保つようにしてありますので、かんを開けなければスズの量は余りふえませんが、かんを開けますと内容物に空気中の酸素が接触してスズが溶けやすくなります。

したがって、開かん後残つた場合はすぐ陶器やガラスの容器に入れかえていただく必要があります。

- ◎ 以上、申しあげました内容についてお判りにくい点、またはかん詰についてのご質問・ご意見などございましたら、下記あてご照会下さるようお願い申し上げます。

東京都千代田区2-4-1 丸ビル567区

社団法人 日本缶詰協会 (担当者 平野、渡辺)

電話 03(213)4751

トツプ印刷缶に関する打合会（その1）

日 時 昭和46年12月7日 13.30～15.00時
場 所 日本鮭蟹缶詰輸出水産業組合 会議室
内 容 トツプ印刷缶の製造年月日の件
出 席 日缶協 平野常務理事、日本水産缶詰輸出水産業組合、各大手水産会社、岩手缶詰西岡氏、全缶協北田専務理事。

※ 打合会の概要

11月15日開催の日缶協規格表示委員会において缶マークの刻印方式について特に魚介類、米飯などトツプに印刷を施している缶詰の場合、製造年月日が不明瞭であると消費者団体および都衛生局から改善して欲しいとの要望があり、この件を協議して、①品名、工場名、製造年月日の3段方式による缶マークは、刻印によつて必ず示すこと。ただしベビーフード、赤飯など刻印によつて塗装面が傷つき内容品質に対し悪影響が認められる場合は不滅インクによる印刷にかえることができる、②製造年月日については、現行の略号で不滅インクによつて缶の側面または裏面に印刷して示すこと。以上の2点を申し合いしたが、その後さんま蒲焼缶など相当量製造している三陸、銚子地区のブランド所有のパッカー筋から、工場作業の実態を無視したこのような申し合わせには賛成しかねるとの意見が出され、改めて関係のブランド所有者が集まり再検討することになったもの。

問題があるとされる点是不滅インクで年月日を印刷する機械の導入がすぐ間に合わないこと、人手、時間、経費等、多大の犠牲を払わねばならないとこがあげられ、この主旨には反対ではないが、その実施の時期を問題としており、業界の足並みが揃りよう慎重であつて欲しいとの要望が強く出された。

これに伴い、日缶協では12月16日再びこの問題に対し主として在京のブラ

ンド所有の関係各社が集まり検討し直すことになつた。

なお全缶協としてはオブザーバーの立場として打合会に参加はしたが、この件
に関しては賛否の意志表示を行なつていない。

トップ印刷缶の刻印問題打合会（その2）

日 時	昭和46年12月16日	13.30～15.30時
場 所	日本缶詰協会 会議室	
内 容	トップ印刷缶に関する刻印問題について	
出 席	日本缶詰協会	隅野 勇 氏
	"	平野 孝三郎 氏
	"	渡辺 麟太郎 氏
	日本冷蔵(株)	藤井 孝道 氏
	信田缶詰(株)	信田 孝造 氏
	大洋漁業(株)	佐田 克郎 氏
	日本水産(株)	原 美 氏
	明石缶詰(株)	宮内 竹治 氏
	日魯漁業(株)	鈴木 順晴 氏
	宝幸水産(株)	三輪 九郎 氏
	岩手缶詰(株)	西岡 敏男 氏
	田原缶詰(株)	田原 義元 氏
	野崎産業(株)	上滝 雅三 氏
	国分(株)	下妻 俊和 氏
	明治商事(株)	高橋 公孝 氏
	北洋商事(株)	西井 克侍 氏
	日本製缶協会	山崎 力 氏

※ 打合会の概要

日缶協規格表示委員会で検討されていたトップ印刷缶の刻印問題について製造年月日が判読し難い点を補うため、不滅インクによる印刷が話題となっていたが、本打合会においてはさんま蒲焼缶、米飯缶詰など関係の深いブランドオーナーが集まり、さらに慎重な検討を行なった。

不滅インクをもつて補足的に製造年月日を印刷することも、機械の導入、人手、経費などいまだちに実施することは困難であるし、業界が自主的に善処するにしても足並みを揃える必要があるとして慎重な話し合いを重ねた結果、この問題はブランドオーナーの判断にまかせる以外になかろうと方向に進み、団体作業としては、都衛生局および主な消費者団体に対し納得のいく説明を試みることにしそれにはまずこの問題が都衛生局より呼び出しのあつたブランドオーナーに集まつてもらい意見等を求めたりえ現在一括表示、食品衛生法など各省が競つて改正を行ないつつある段階でもあり、いまだし時間を貸してもらつて前向きにこれを検討してゆきたい旨、連絡を図るとの話し合いに落着いた。

〔『使用上の注意』に関する表示について〕

業界の自主的な案としてはこの「使用上の注意」の文言を「カンを開けてから、残つた場合は、中身をすぐ陶器またはガラスの容器に必ず移しかえて下さい」との内容で話し合いを進めていたが、12月16日厚生省側は「残つた場合は…」のあとにつづき因果関係をはつきりさせるため、つぎのいずれかの語句を挿入されたいとの要請があつた。

- 1) 酸化がすすんでスズが溶けやすくなりますから
- 2) 空気にふれてスズが溶けやすくなりますから

3) 空気にふれてスズが溶けやすくなり、味も悪くなりますので
なお「スズが溶けやすく……」は業界側としては慎重を要するところがあり、
さらに検討することにしており、年明け後、厚生省側を招き説明会開催し、こ
の使用上の注意事項ならびに食品衛生法の2月をメドとする改正など諸問題に
つき意見交換する運びである。

この使用上の注意についての厚生省側の要望のほかには衛生法の改正にあたり、
必らず製造者名とその住所をはつきり記入することにしたのと強い意向も伝
えられており、業界として重要問題でもあるので、今後のなりゆきには大なる
関心を向ける必要がある。

食品衛生法の改正に着手

厚生省では47年の2月国会をメドに食品衛生法の改正に着手しはじめ、この
ほどその大要が明らかにされた。

それによると次のような規制強化が行なわれる模様である。

- (1) 放射線処理食品に対応する規制措置。
- (2) 洗剤、殺菌剤は添加物と同様の扱いとする。
- (3) 輸入食品に対する規制を強化し、①製造加工の方法を明らかにする必要がある場合、その輸出国に対し、検査証明書の提出を求める。②厚生大臣が指定する機関で検査を受ければそれが尊重される方法を考える。
- (4) 営業に対する規制を強化する。
 - ① コールドチェーンなどを対象に運搬業を業種指定したい。
 - ② 製造業者に対し作業記録の作成および保存を義務づけたい。
 - ③ 食品の製造者に対し工場内外の清潔を守るべき事項を勧告し、従わないときは営業を停止させる。
 - ④ 食品の製造、加工業者および販売業者の届出に対する規定を設ける。

- ㊦ 食中毒が発生して非常に事情が逼迫していると判断したとき指導班は直ちに移動停止の措置が取れるようにする。
- ㊧ 中毒事故の原因が判明するまで都道府県の誤解を取りつけなくても保健所は製造販売の中止の勧告ができるようにする。
- ㊨ 表示制度を改善し、例えば食品に添付するものまたは陳列用の箱にも表示制度を設ける。また特に食品衛生面で製造、加工、保存等に当たり消費者を誤解させまた他の食品と誤認されるおそれのあるものは食品衛生法第12条に触れる旨規定し、また仮令危険性がなくとも公衆衛生に触れるおそれのあるものはこれを禁止する。

計量法に基づく量目公差改正について

11月22日付、政令第346号(官報第13477号掲載)をもつて、計量法第75条に基づく、各種包装食品の「正味量表記商品」の政令指定商品区分およびそれらの計量許容誤差の改正が公布された。

缶びん詰食品については特掲されることなく魚貝、野菜、食肉などの加工品の商品区分の中に含めて規定されており、45年8月改正の商品区分の表現を一部改正したほかは、同様の基準が制定された。

なお、缶びん詰食品については、量目公差の上限の規制に問題が残されているので日本缶詰協会では、今後の運用について通達が出されるよう折衝を進めている。

適用品目別量目公差

（施行令第12条第1項別表抜すい）

商品の区分	表記正味量	許容誤差	
		+	-
魚（魚卵を含む。）貝、いか、たこ、えび、かに、しゃこ、うに及びなまこの加工品。 ハム、ベーコン、ソーセージ、みそ漬肉、その他の肉製品。 ショートニング、マーガリン、ジャム マーメイド及び果実バター ウスターソース及びこれに類似する濃厚ソース並びにトマトケチャップ、トマトピューレー及びトマトペースト つくだに	1Kg以上	3%	1%
	100g以上～ 1Kg未満	4%	2%
	100g未満	4g	2g
野菜（きのこ類を含む。）及び豆類の加工品（乾燥野菜（乾燥しいたけを含む）を除く。） 並びに雑穀およびその加工品	500g以上	8%	4%
	500g未満	40g	20g
果実（くり、くるみ及びびぎんなんを含む。）の加工品（乾燥果実を除く。）	1Kg以上	4%	2%
	100g以上～ 1Kg未満	6%	2%
	100g未満	6g	2g
マヨネーズソース、サラダドレッシング、フレンチドレッシング、その他ドレッシング	100g以上	4%	2%
	100g未満	4g	2g

「パインアップルかん詰の日本農林規格」 で 要 望

パインアップルかん詰の日本農林規格の設置にあたり過去 2 回の専門委員会が開催されたが1 2 月 9 日の第 3 回専門委員会開催にあたり次の要望を行なった。

部 発 第 2 4 4 号

昭和 4 6 年 1 2 月 3 日

農林省蚕糸園芸局果樹課

果樹課長 須 賀 博 殿

全 国 缶 詰 問 屋 協 会

規格部会長 多 田 義 朗

『パインアップルかん詰の日本農林 規格』設定に関する件

拝啓 ますますご清栄にてお慶び申し上げます。

さて、首題の件につきましては貴省の肝入りにてすでに 2 回にわたる専門委員会を開催し、最終的な(案)の煮詰めが行なわれる段階に入りましたが、去る 1 1 月 4 日に開催された専門委員会の協議の中で特に表示事項に関し、ご修正等いただきたい点がございまして、下記にその希望事項を申し添え次回第 3 回目の専門委員会開催にあたりましては格別のご配慮を賜わりたくお願い申し上げます。

なお、日本製缶協会より別紙(写)のような要望も寄せられましたので併せてご勘考のほどお願い致します。

敬 具

記

1. 「パインアップル」の表示は「パインナップル」と表示してもよいようお願いしたい。
現実に「パインナップル」で表示しているところも相当あり、一般的にも通用している。
2. 一括表示事項中に品名が「パインアップルシラップづけ」とあるが、この「シラップづけ」は削除されたい。
消費者の知識、パイン缶の普及度から考えても「パインアップル」だけの表示が好ましい。
3. その他の表示事項及びその表示の方法の項の「(3)形状を表わす写真、絵又は図柄を表示してあること。」とされているが、一括表示欄を新たに設けることになり、その部分に相当のスペースを取られデザインできなくなるため、この語句を削除し任意として欲しい。
なおビーゼスにあつては不規則な形と大きさのため消費者を誤認させるおそれも生ずる。

以 上

日 本 製 缶 協 会

拝 啓

パイン J A S 案 について

先般はご親切にパインアップル缶詰の J A S 案ご送付いただき有難く御礼申し上げます。案のなかの表示事項については取敢ず口頭で当方の希望を申しあげましたが念の為め下記に列記しますので、J A S 案作製の委員の方に当方の要望をお伝え下されたくお願い申し上げます。

まずはお願ひまで

記

- (1) 品名は"パイナップル"とし"シラップづけ"は削除する。"パイナップル"も認めること。
- (2) スライス、ハーフの枚数表示は削除する。
(理由 他の果実缶詰の内容個数表示に発展するおそれがあるので、枚数は規格に規定するだけで表示を義務づける必要ない)
- (3) "形状"は主要部分に表示すれば一括表示から除いてもいいことにする
(果実飲料の果汁含有率にこの規定がある)
- (4) 原材料名にパイナップル果汁と表示出来る場合を規格で明確にして欲しい、例えば、パイナップル果汁〇〇%以上の場合にのみ表示することが出来るように
- (5) その他の表示方法(3)に形状を表わす写真、絵又は図柄を表示してあることとありますが、図案的なものも含まれると解釈していいように願ひます。
- (6) JAS告示と同時に、パイナップル缶詰の品質表示基準を告示するように、若し時期的にずれる場合にはその内容がくい違ふことのないよう農林省とご折衝願ひます。

以 上

東部地区統一伝票指導講習会

日 時 昭和46年12月3日(金) 13.30~15.30時

場 所 北洋商事(株) 7階会議室

中央区日本橋通3~8 八重洲通ビル7階

- 講習の内容
1. 流通システム化施策と伝票統一化について
 2. 取引用統一伝票の規定（帳票管理を含む）について
 3. 統一伝票の設計の方法について
 4. 事務機械化と取引統一伝票について
 5. 取引用統一伝票のメリットについて
 6. その他

出席 〔東部地区統一伝票普及指導員〕

北洋商事(株)商品管理部長 武衛禮介氏

松下鈴木(株)東京支社経理課長 太田 潔氏

〔受講者〕

会員及び取引先 13名

※ 講習会の概要

流通システム化は最近大きな課題として叫ばれているが、特に取引流通面では伝票の統一が最も取り組みやすく、また直接メリットにつながる合理化対策の一つである。そこで通産省では関係業界の意見をもとに統一伝票を作成しいよいよ本年度から普及指導の段階に入つたが業界としてもその普及を促進させるため日本商工会議所および業種別団体から統一伝票普及指導員を選任、全缶協から東部政策調査部会2名、中部政策調査部会2名、西部政策調査部会2名、計6名が指導員として食品業界の統一伝票普及指導に当たることになった。東部地区ではその第1回目の講習会を去る9月14日開催したが、今回同様主旨により開催した。

司会は北田専務が行ない講習は①について武衛氏、②③太田氏、④⑤について武衛氏がそれぞれ担当し、受講者は熱心に聴講した。

第 1 回

統一伝票中央促進協議会

日 時 昭和46年12月7日(火) 10時～12時
場 所 日本商工会議所会議室(東京商工会議所ビル4階)

1. あいさつ

日本商工会議所	常務理事	鈴木正美氏
通商産業省企業局	商務第一課長	栗原昭平氏
産業能率短期大学	教授	三沢仁氏

2. 議 題

- (1) 統一伝票中央促進協議会設置要綱に関する件
- (2) 統一伝票中央促進協議会事業計画に関する件
- (3) 統一伝票普及状況に関する件
- (4) その他

[出席]

通商産業省企業局商務第1課

課長	栗原昭平氏
課長補佐	林昭彦氏
事務官	川島温氏
"	渡辺孝善氏

産業能率短期大学 教授 三沢仁氏

東京織物卸商業組合(統一伝票促進委員会委員長) 西村清氏

東京商工会議所 常務理事 手塚晩三氏

日本商工会議所 常務理事 鈴木正美氏

大阪商工会議所 事務局長 中谷利兵衛氏

名古屋商工会議所	事務局長	富田俊三氏
日本百貨店協会	専務理事	藤田正次氏
日本チエンスストア協会	企画部長	岸場利之氏
日本セルフサービス協会	管理部課長	大西栄三氏
日本ボランティアチェーン協会	常務理事	飯島佑助氏
日本規格協会	理事	東秀彦氏
日本経営協会	常務理事	高橋松三郎氏
日本繊維卸商団体協議会	事務局長	雨宮芳夫氏
日本織物中央卸売商業組合連合会	常務理事	清水昭重氏
日本医薬品卸業組合	専務理事	木田栄二氏
日本電信電話公社	データ通信本部営業部調査役	稲庭康一氏
全国中小企業団体中央会	理事	渡辺信雄氏
全日本ゴム履物卸商業組合連合会	専務理事	佐野安正氏
全日本印刷工業組合連合会	企画指導室委員	堀本新二氏
東京金物連合商工協同組合	理事	藤井吉兵衛氏
全国菓子問屋組合連合会	副会長	長谷川武氏
全国缶詰問屋協会	専務理事	北田久雄氏
全国卸売酒販組合中央会	専務理事	野田博人氏
ビール卸売酒販組合中央会	事務局長	森岡喜典氏

〔欠席〕

全国商工会連合会、東京都食品卸同業会。

日本商工会議所では統一伝票の普及をさらに強力に推進するため、「統一伝票中央促進協議会」を設立することになり、12月7日、産業能率短期大学の教

授三沢仁氏が議長となり、別項のような正副会長を選任したあと、要綱および事業計画などを協議した。なお全缶協側からは北田専務理事が委員として参画した。

〔統一伝票中央促進協議会設置要綱〕

通商産業省の策定にかかわる「取引用統一伝票の規定」に基づき取引用統一伝票の普及促進を図り、以つて流通活動の効率化と経営の合理化に資するため、次の要領により日本商工会議所に「統一伝票中央促進協議会（以下「協議会」という）を設置する。

（組 織）

1. 協議会に会長1人、副会長若干人、委員若干人を置く。会長、副会長および委員は、業種別団体・経済関係団体の代表者ならびに学識経験者のうちから日本商工会議所会頭が委嘱する。
2. 会長は、協議会を招集し、その議長となる。
3. 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長の定める順位により、会長に事故があるときはその職務を代行する。

（事 業）

4. 協議会は、取引用統一伝票に関し、次の事項を調査審議する。
 - (1) 普及のための啓蒙、指導およびPR
 - (2) 業界間の情報交換
 - (3) 行政庁等への意見具申
 - (4) 取引用統一伝票のJIS化の推進
 - (5) その他必要な事項

（そ の 他）

5. 以上のほか、協議会の組織運営に関し、必要な事項は、会長が協議会には

かつて定める。

〔統一伝票中央促進協議会の構成〕

会長	三 沢 仁	産業能率短期大学教授
副会長	西 村 潔	東京織物卸商業組合 (統一伝票促進委員会委員長)
副会長	手 塚 晩 三	東京商工会議所 常務理事
委員	(団 体 名)	

日本商工会議所、大阪商工会議所、名古屋商工会議所、日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、日本セルフサービス協会、日本ボランティアチェーン協会、日本規格協会、日本経営協会、日本繊維卸商団体協議会、日本織物中央卸商業組合連合会、日本医薬品卸業組合、日本電信電話公社、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全日本ゴム履物卸商業組合連合会、全日本印刷工業組合連合会、東京金物連合商工協同組合、全国菓子問屋組合連合会、全国缶詰問屋協会、東京都食品卸同業会、全国卸売酒販組合中央会、ビール卸売酒販組合中央会

1. 普及上の問題点

- ① 取引用統一伝票の様式上の問題点
 - (1) 伝票の仕上寸法がB6とB4長辺 $\frac{1}{3}$ の2様式あること。
 - (2) 綴じ穴の位置が指定されていないこと。
 - (3) 定型窓明け封筒の使用に適しないこと。ただし過去の実績からみると、これはそれほど大きな問題とは考えられない。
- ② 業種、業態によつて取引慣行に相違点があり、同業種においても企業

規模により帳票システムが違うのが現状であること。

(従来の方式を固執するという人間の保守性の問題)

- ③ 従来専用伝票をもつていた大企業（百貨店、チェーンストア等）の同調がなかなか得にくいこと。
- ④ メーカー、卸、小売の各段階の企業が取引用統一伝票のメリットを十分理解できないでいること。
- ⑤ 業界ぐるみで普及方針を策定すべきであるが、普及指導が地域別に実施されているので、企業としては具体的な協力方法がかわらないこと。

2. 今後の方向

- ① P R用パンフレットの作成、配布、一般、業種別普及指導の充実、強化を図るとともに、全国商工会議所の協力を得て「統一伝票及指導員」制度の充実を図る。
- ② 普及指導は業界ごとに、または関連業界を一括して実施しなければ効果が薄い。したがって、各業界団体に指導組織を確立することが必要である。このため、日本商工会議所に業種別指導の中核組織を設置して強力に啓蒙、普及指導を実施することが望ましい。上記中核組織（統一化に積極的ないし関心のある業界団体に加入を呼びかけて、地方商工会議所をも含めて構成する。）は次の事業を実施することが望ましい。
 - ① 統一伝票普及指導員の再教育
 - ② 業界団体事務局担当者の教育
 - ③ 施策に関する一般的普及、P R活動
 - ④ 業界間の情報交換
 - ⑤ 統一伝票に関する当局への意見具申
- ③ 「取引用統一伝票の規程」のJ I S化を推進する。また、金融、税制等の優遇措置の実施について検討するものとする。

- ④ 通産当局以外の省庁と関係の深い業界（酒類業界と大蔵省等）の指導については関係省庁の積極的な協力を要望する。また、電々公社、帳票メーカー等の積極的な協力を得ることに努めるものとする。
- ⑤ 「官庁物品標準化及び国産品使用推進本部」等を通じて官公庁における統一伝票の採用を推進する。
- ⑥ 必要があれば様式上の問題点の解決を図る。

会 員 消 息

〔 役員人事 〕

※ 野崎産業(株)（本社 中央区日本橋通1-6）では11月27日開催の定時株主総会後に、下記の通り役員を選任が行なわれそれぞれ就任した。

取締役社長（代表）	米 田 繁 三 氏
専務取締役（代表）	宮 坂 義 一 氏
専務取締役（代表）	石 井 祿次郎 氏
専務取締役（代表）	須 原 久 男 氏
常務取締役	瀬 端 正 雄 氏
常務取締役	渡 部 一 氏
取 締 役	田 端 信 二 氏
取 締 役	平 野 武 氏
取 締 役	武 田 俊 夫 氏
取 締 役	松 浦 滋 氏
取 締 役	中 山 博 氏
取 締 役	小 泉 栄 治 氏
取 締 役	小 林 市 朗 氏

監 査 役 佐 藤 善 吉 郎 氏

監 査 役 加 倉 井 寛 氏

事 務 局 報 知

※ 全缶協1月号(新年号)は、46年12月1日～12月20日までの全缶協活動および関連記事を掲載致しましたが、12月21日以降の事業活動に関しましては2月号に掲載致しますのでご了承下さい。

謹 賀 新 年

昭和47年元旦

全国缶詰問屋協会

役 職 員 一 同

